

6. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)		平成20年度 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
経常収益	3,551,816		3,784,791	
保険料等収入	2,653,701	2,686,547		
再保険収入	2,652,351	2,684,824		
資産運用収入	1,349	1,723		
利息及び配当金等収入	575,217	546,679		
預貯金利息・配当	513,142	487,991		
有価証券利息	1,080	873		
貸付金・貸付金	333,548	314,279		
不動産賃貸	127,008	122,925		
その他利息配当	40,377	40,786		
金銭の信託運用	11,127	9,126		
売買目的有価証券運用	270	6		
有価証券売却益	35,553	57,383		
有価証券償還	21,183	933		
金融派生商品収益	3,908	—		
その他経常収益	1,159	364		
その年金特約取扱受入	322,896	551,563		
年金据置受入	19,647	17,308		
保険引当金戻入	187,300	165,201		
責任準備金戻入	11,832	4,361		
退職給付引当金戻入	82,764	356,824		
その他経常収益	15,457	1,950		
	5,894	5,917		
経常費用	3,361,923		3,673,342	
保険金等支払	2,507,713	2,455,264		
年金	925,534	871,312		
給付	364,048	395,737		
解約返戻金	560,784	544,469		
その他返戻金	492,612	522,731		
再保険	162,831	119,085		
責任準備金等繰入	1,901	1,927		
社員配当金積立利息繰入	1,218	1,147		
資産運用費用	1,218	1,147		
支払利息	219,650	600,739		
売買目的有価証券運用	6,418	4,870		
有価証券売却損	—	0		
有価証券評価損	35,632	113,220		
有価証券償還	31,583	285,552		
金融派生商品費用	286	5,778		
為替差損	—	11,729		
貸倒引当金繰入	1,985	571		
貸借の他運用減価却	—	3,669		
その特別勘定資産運用	11,361	11,388		
事業の他経常費用	12,601	11,907		
その特別勘定資産運用	119,780	152,052		
事業の他経常費用	323,870	331,793		
その他経常費用	309,469	284,397		
保険引当金据置支払	258,367	233,891		
減価却	20,561	21,074		
その他経常費用	23,435	23,761		
	7,105	5,670		
経常利益	189,893		111,448	
特別利益	11,196		35,238	
固定資産等処分益	10,907	450		
貸倒引当金戻入	289	—		
	—	34,788		
特別損失	23,706		11,674	
固定資産等処分損失	8,466	6,442		
偶発損失引当金繰入	4,511	4,276		
偶発損失準備金繰入	97	387		
偶発損失準備金繰入	10,009	—		
偶発損失準備金繰入	—	—		
偶発損失準備金繰入	40	—		
偶発損失準備金繰入	579	568		
税引前当期純利益	177,383		135,012	
法人税	91,923	△371		
法人税	△77,721	13,114		
法人税	14,201	12,743		
法人税	163,182	122,269		

注記事項
(貸借対照表関係)

平成20年度(平成21年3月31日現在)

1. 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
・建物
① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
・建物以外
① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。
5. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による

平成20年度(平成21年3月31日現在)

回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は103百万円です。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当社は平成19年度の報酬委員会において、平成20年6月30日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議し、制度廃止日以降在任役員に係る繰入を実施していません。

また、貸借対照表計上額2,036百万円のうち1,275百万円は、退任役員に係る支給見込額として当年度に繰入れたものであります。

9. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

11. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成19年6月15日企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。

13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を、前年度から3年間にわたり追加して積み立てることとしたもの487,341百万円が含まれております。このうち当年度に積み立てた額は119,478百万円であり、当年度末における積立所要額の82.0%まで積み立てております。

また、責任準備金に含まれる危険準備金については、積立限度超過額の取崩しのほか、248,037百万円の取崩しを行っております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、30,215百万円です。

なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。

貸付金のうち、破綻先債権額は1,734百万円、延滞債権額は2,912百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額57百万円、延滞債権額45百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は25,568百万円です。

平成20年度(平成21年3月31日現在)

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、439,658百万円であります。
18. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、522,696百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
19. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、329,124百万円であります。
20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、4,842百万円、金銭債務の総額は、3,374百万円であります。
21. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	373,787百万円
前年度剰余金よりの繰入額	139,107百万円
当年度社員配当金支払額	161,590百万円
利息による増加等	1,198百万円
当年度末現在高	352,502百万円

23. 担保に供されている資産の額は、有価証券11,057百万円であります。
24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、1,626,132百万円であります。
25. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、7,774百万円であります。
26. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
27. 外貨建資産の額は、1,957,159百万円であります。
(主な外貨額 11,879百万米ドル、4,488百万ユーロ)
外貨建負債の額は、3,207百万円であります。
(主な外貨額 24百万米ドル、2百万ユーロ)
28. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、52,664百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

29. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△377,808百万円
ロ. 年金資産	298,544百万円
うち退職給付信託	141,106百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△79,263百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	142,027百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△10,403百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	52,360百万円
ト. 前払年金費用	52,360百万円
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	—

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	
適格退職年金	3.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

平成20年度(平成21年3月31日現在)

30. 子会社等の株式等は、152,403 百万円であります。
31. 繰延税金資産の総額は、666,640 百万円、繰延税金負債の総額は、167,744 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,562 百万円であります。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 370,153 百万円、有価証券評価損 87,188 百万円、税務上の繰越欠損金 68,931 百万円および価格変動準備金 64,174 百万円であります。
- 繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 137,226 百万円であります。
- 当年度における法定実効税率は 36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る Δ 29.60%であります。
32. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は 102 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は 2,683 百万円であります。

注記事項
(損益計算書関係)

平成20年度
(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 子会社等との取引による収益の総額は、6,414 百万円、費用の総額は、28,710 百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 19,828 百万円、株式等 11,258 百万円、外国証券 26,275 百万円であります。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 3,950 百万円、株式等 606 百万円、外国証券 108,664 百万円であります。
有価証券評価損の主な内訳は、株式等 234,561 百万円、外国証券 45,004 百万円であります。
3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 18 百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は 2,048 百万円であります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価損が 58,183 百万円含まれております。
5. 退職給付費用の総額は、19,843 百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。

イ. 勤務費用	10,999 百万円
ロ. 利息費用	7,634 百万円
ハ. 期待運用収益	△5,644 百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	9,407 百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△2,562 百万円
ヘ. その他	9 百万円

6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	3 件	176	390	566
遊休不動産等	51 件	1,874	1,834	3,709
合 計	54 件	2,051	2,224	4,276

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 2.82% で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。